

平成25年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会（概要）

日時：平成25年11月15日（金）午前10時から

会場：ウェルパルクまもと1階大会議室

出席者：大島（真）委員、尾道委員、守田委員、崎山委員、秋成委員、田中委員、
木崎委員、後藤委員、大島（武）委員、松村（忠）委員、田之上委員、堀内委員、
永井委員、田島委員、原田委員、篠原委員、岡本委員、多門委員、西委員、
松村（和）委員、相藤委員、小嶋委員、中山委員

欠席者：安達委員、山田委員、塘林委員、宮田委員

事務局	<p>1 開会</p> <p>ただいまから平成25年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。まず、本日の委員の皆様の出欠状況をご報告いたします。本日、安達委員及び塘林委員より欠席のご連絡をいただいております。そのほか遅刻のご連絡をいくつかいただいております。それでは、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は相藤会長にお願いいたします。</p>
相藤会長	<p>皆様おはようございます。いつもと違いまして午前中の開会ということで、大体2時間を目処に進行していきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 新たな取り組み等の概要紹介</p> <p>それではまず、新たな取り組み等の概要紹介について、事務局から、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○障がい保健福祉課 企画調整班主査 吉住より説明 (概要)</p> <p>①熊本市障がい者施設商品コンクールについて (oto GP 2013) ＜資料1-1＞</p> <p>②熊本市障がい者就業・生活支援センターの設置について＜資料1-2＞</p>
相藤会長	<p>ありがとうございました。今の説明に関して、何か皆様から質問等がございますか。ないようでしたら、後で質問等ございましたら、事務局へお聞きいただくということで、次に進めさせていただきます。</p> <p>(2) 各部会報告</p> <p>議事2は、各部会からの報告です。 本日は時間の制約がございますので、委員の皆様方には事前にお送りしてお</p>

	<p>ります資料に目を通していただいていることを前提に、短めに説明をしていただきたいと思います。ただし、就労部会と子ども部会については、少し時間を長めに取ってご報告をいただきたいと思います。</p> <p>といいますのが、前回会議にて「障がい者の就労」について就労部会の山田委員から報告いただき、現在も事業所を対象とした調査等を実施されているということですので、今年度を通じて取り組むテーマとしていきたいと考えております。本日は通常の部会の報告と併せて、就労部会からそういった調査等の進捗について、この場で簡単にご報告いただきまして、次回本会議で年度のまとめとしての最終報告をいただきたいと思います。</p> <p>子ども部会につきましても、前回尾道委員からの子ども部会報告にもありましたが、障がい児保育に関する提案を自立支援協議会として市へ提出したいということですので、こちらも次回本会議にて取り扱いたいと考えていますので、本日、子ども部会から進捗等についても簡単にご報告いただきたいと思います。後のテーマ協議に時間をとりたいと考えていますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、くらし部会の部会長の大島委員からお願いいたします。</p>
<p>大島（真） 委員</p>	<p>【くらし部会】</p> <p>くらし部会は今月 11 月 30 日に行われる当事者交流会の企画検討を中心に行ってまいりました。予定人数は 50 名ですが、現在 20 名弱のお申し込みをいただいているところです。20 日を締め切りとしています。就労部会にももう一度お声かけしている状況です。</p> <p>11 月 25 日に最終打ち合わせと準備をし、本番に備えたいと思っております。オリエンテーション、レクリエーション、茶話会のグループで、スタッフが中心となって企画し、役割分担して進めたいと考えています。</p> <p>参加者が予想よりも下回りますが、とにかく当事者交流会をやってみて、当事者の方たちのご様子と、後は実際の生のお声を聞いて、こういった企画を今後もやっていくかどうかも含めて、検討していきたいと思っています。</p> <p>今後の予定は、11 月が当事者交流会を開催し、12 月は交流会に関するまとめと 24 年度の事例検討を開始したいと考えています。1 月・2 月は、昨年度作成した「ヨカ余暇情報便利帳」の見直しを行い、また事例検討をグループ討議の形で進めていきたいと思っています。3 月に 25 年度のまとめをして、今年度を締めくくりたいと考えています。</p>
<p>原田委員</p>	<p>【就労部会】</p> <p>就労部会についての報告をさせていただきます。これまでの活動内容についてですが、今年度はガイド PR 班、研修班、福祉計画班、3 班に分かれてそれぞれ活動を進めてきました。12 月に中間発表を予定しており、それぞれの目標</p>

達成に向けて、順調に活動を進めている状況です。

また新たな取組みとして、第2回の自立支援協議会で取り上げられたA型事業所の課題について、就労部会でも解決策を検討していくため、10月の部会より、A型検討班改め、A型サポーター委員会を発足しております。こちらの詳細は後ほど説明いたします。

では各班の状況ですが、研修班はミニ研修と外部研修を進めています。ミニ研修は今年度全6回を行い、11月で終了しています。外部研修は、平成25年2月7日金曜日の午後1時半から4時半まで、ウェルパル大会議室で、「発達障がいのある方の就労支援について」というテーマで、当事者の方、ご家族、学校の先生、支援者などを対象とした研修会を予定しています。ご参加、ご協力の程よろしく申し上げます。

また、ガイドPR班につきましては、就労系の新規事業所を加えた新たなガイド集を12月に市ホームページに掲載できるように進めています。また、情報発信集の「しごといく」第2弾も作成しており、予算の都合上冊子化を断念し、市のホームページで掲載する予定です。こちらも取材など、順調に進めています。

また、福祉計画班では、昨年度に引き続き、就労継続支援A型事業所・B型事業所へのアンケート調査を実施しています。10月に各施設にメールで依頼し、11月に回収、12月の部会の中間報告で結果を発表する予定です。各班が、今年度それぞれの目標に向かって順調に取り組みを進めています。

新たに立ち上がったA型サポーター委員会について、簡単にご説明します。

まず、これまでの活動内容ですが、第2回自立支援協議会の内容を就労部会でご報告をするとともに、一緒に解決策を考えていく班を就労部会で立ち上げたい旨を説明し、10月の部会でA型サポーター委員会を発足しました。そして、11月の部会における第2回目の検討班では、これまで挙げられている課題等を共有し、解決策を検討しています。

資料2枚目の「今後に向けて」、まず、A型サポーター委員会では、以下の4つについて検討しています。まず①「人」については、研修等の人材育成、次に②「モノ」については、商品開発や販売戦略、共同受注などを一緒にできないかということ、③「お金」については、助成金の活用や給付等に対する要望の吸い上げ、行政に対する提言など、④「情報」については、A型事業所・B型事業所の活動報告や、事業所や商品・サービスの紹介等を挙げています。

こういった案を元に、11月の部会で、第1に何から取り組んでいくかの話し合いをし、今年度はまずA型事業所のサービス管理責任者を中心にお集まりいただき、それぞれに今の課題や悩み、または今後の解決策を話し合ってもらう場所を作っていこうかと話を進めています。

	<p>また、現在サービス等利用計画の作成が始まり、相談支援事業所が就労系の福祉サービスに関わることになったため、相談支援事業所職員を対象とした就労支援セミナーを開催する案が挙がっています。</p> <p>どちらを優先させていくかも部会で検討していきながら、まず今年度はそういった集まる場所を作っていこうと考えています。最終的には2月の本会議にて報告が出来るようまとめていきたいと考えています。</p>
尾道委員	<p>【子ども部会】</p> <p>子ども部会では毎回困難事例の検討を行っていますが、8月の部会で検討を行う中で、「情緒障がい児短期治療施設 こども L.E.C.センター」についての情報等が十分に行き渡っていないことが分かりました。こちらは困難事例の解決に際し、社会支援として有効であるため、9月の部会でL.E.C.から具体的な取り組み、成功例等についてご説明をいただきました。</p> <p>10月は、熊本市障がい者サポーター制度の方向性がはっきりしてきたため、関連する協議を行いました。これまで子ども部会では黄色いリボン運動など、子ども達に支援が必要なときにサポートしてくれる人達を、地域の中で広げていこうと動き出しましたが、その啓発や地域の協力体制づくりなど、支援の形を点から面にしていくには、大元を動かしていかなければいけないと考えていたところ、熊本市障がい者サポーター制度が出来るということで、大いに期待をしておりました。それで、熊本市障がい者サポーター制度の進捗をお聞きした上で、具体的なサポート方法や、協力いただく団体等の検討をしました。11月にもう一度整理をして、市にもご報告やご協力をお願いを、この制度に載せてしていきたいと思っています。</p> <p>子ども部会では幼児期についてのフローチャート図を作成していましたが、部会の動きだけではその先が大きくまとめられないだろうということで、熊本市の別の療育ネットワーク会議に持ち上げて、幼児期だけでなく、学童期、移行期、青年期に続いていく支援のフローチャート図の作成に至り、完成形がもうじき出来上がってくるかと思っておりますのでご報告です。</p> <p>障がい児保育のアンケートのまとめ方については、色々なところからご意見をいただき、提言ではなく報告と提案ということで、子ども部会ではなく、自立支援協議会会長名で、市長宛に出すのが本来の形だろうということに落ちつきましたので、今後相藤会長と再度煮詰めていく作業をしたうえで、最終的な形でご報告が出来るようにしたいと思っています。</p> <p>また、学童期の支援の中で、余暇活動についてのアンケート調査をしておりますので、今後それを規模や雰囲気、主な利用者等、具体的な内容が分かる形でまとめたいと思っています。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございました。子ども部会ではアンケート等々をされて、それが</p>

	<p>煮詰まりつつあるということで、次回、提言ではなく報告と提案とすることになったようです。自立支援協議会として提出するということですので、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
秋成委員	<p>【相談支援部会】</p> <p>相談支援部会です。まず 25 年度の活動内容ですが、現在部会には、20 以上の事業所から 30 名前後と、行政の方の参加を得ています。8 月はサービス利用計画のチェック表作成を行いました。計画相談に関する書類が大変増えてまいりましたので、チェック表の作成や、実際に市から提示されている書式以外の、統一した書式が出来ないかという検討を今行っているところです。それ以外に、相談支援部会の今後取り組みたいことや、目標に対する具体的な取り組みについての意見交換を行っていきます。そのほか、区役所の担当職員の方とも一緒に、今後の計画相談の方向性や、実際の実務レベルでの相談、意見交換を行ってまいります。</p> <p>今後は、年度内に 2 回程、相談員の質の向上を目指したミニ研修を検討しており、11 月の部会で内容の決定をしていこうと考えています。3 月に年度のまとめと来年度の取り組みの検討を計画しています。</p>
崎山委員	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>精神障がい者地域移行支援部会の報告をします。我々も 2 本立てで活動を続けています。研修会のテーマとしては、ピアサポーターや、アウトリーチ推進事業、地域支援体制アドバイザーからの実際の事例の報告、また、WRAP (Wellness Recovery Action Plan) について再度勉強しようということでやっています。もう一つのグループワークは、3 つのグループに分かれて実施しています。今後は、以前中山委員からご意見いただいた高齢福祉関係の制度の勉強などを予定しています。</p>
相藤会長	<p>それでは、今の 5 部会からの報告に関して、皆さんからご意見やご質問等ありましたらお願いしたいと思います。</p>
篠原委員	<p>中小企業家同友会、篠原です。同友会では、障がい者応援企業というものを、熊本県内に 5 年間で 100 社にしていこうという取組を行っており、各社が障がい者雇用に対してどれほどの意識があるのか、アンケートをとってまいりまして、現在集計をしているところです。そのデータを就労部会のガイド班が計画されている、情報発信集「しごといく」に掲載することを、11 月 5 日の同友会の理事会で承認を得ましたのでここにご報告します。</p> <p>一つ質問ですが、就労部会の A 型サポーター委員会の報告をいただいているところですが、A 型事業所は、母体が社会福祉法人や NPO 法人、企業等で考えられる課題や内容が大分変わってくるのではと感じているのですが、この委員会の構成比率はどのようになっているのでしょうか。</p>

原田委員	<p>確かにそれぞれの立場や目的によって抱えている課題が異なることは私達も認識していて、そこは大前提に進めていきたいと考えています。やはり各事業者が自発的に、抱えている課題に対してああしたい、こうしたいと声を上げていただきたいと思っていて、まずはそういう場所を提供したいと考えています。そこに自主的に集まったそれぞれの施設のサビ管の方々自身に、そういう現状や、課題、解決策を出していただきたいと思っています。</p>
篠原委員	<p>やり方は全ての事業所にご案内はされているところですか。</p>
原田委員	<p>まだこれからです。</p>
相藤会長	<p>今から、この A 型サポーターのご案内をされるということでございますので、より多くの A 型事業所の方に参加していただきたいと思えます。</p> <p>(3) テーマについての協議</p> <p>それでは、議事 3「テーマについての協議」に移らせていただきます。障がい者に対する相談支援体制の重点化についてを本日のテーマとすることを前回決めましたので、このことについて、まず事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○障がい保健福祉課 企画調整班主査 吉住より説明 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する相談支援体制の重点化について <資料 3 >
相藤会長	<p>今説明をいただきました件につきまして、何かご質問・ご意見ございましたらお願いしたいと思います。</p>
中山委員	<p>熊本難病・疾病団体協議会の中山です。国が示した障がい者基本計画の中にも、第 3 次は 25 年度から難病を新たに含むということになっていまして、相談支援体制の中にも項目として難病対応も難病相談支援センター等という表記で入っているんですけども、今回の資料を見ますと、重点策の中には、表記としては 3 障がいを重点的にやるということであれば、難病はどうしたらいいのかなと思っている次第です。総合支援法のサービスも使えるようになりますし、障がい者差別解消法の中には入っていますし、熊本市としてどのような位置づけにされるのかということをお尋ねしたいです。</p>
事務局	<p>基本として 3 障がいに対応と記載している趣旨は、専門的な相談機関として、難病の関係では、熊本県難病相談支援センターが、発達障がいの関係では、昨年 4 月に、本市では熊本市発達障がい者支援センターの設置をさせていただいているため、役割分担として明示的にはうたっておりません。</p> <p>ただ、中山委員がおっしゃるように、難病の方であったとしても、今年の 4 月から障害者手帳無しに障がい福祉サービスを利用できるようになっておりますので、当然相談支援の対象に含まれます。</p>
中山委員	<p>熊本県難病相談支援センターは心のケアや、サービスの入り口である相談に</p>

	<p>乗るといった機能しか無く、福祉サービスの説明や、ケアプランを立てるといった機能が全くありません。当然皆様の事業所で対応していただくしかありません。ですから、事業計画を見ますと、発達障がい勉強会等が入っていますが、やはり今後 26 年度 27 年度に向かって、難病者の支援のあり方や、その判定の仕方等を盛り込んでいただきたいというのが気持ちでございます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>難病の方については、これまで手帳交付対象者であれば当然福祉サービスの利用が出来ましたが、ご存知のように今年 4 月から、手帳が無い難病の方もサービスの利用が出来るようになったということで、市では障がい程度区分の審査会等を設けており、その委員さんと勉強しながらやらせていただいているところです。</p> <p>また、難病の方の就労支援についても検討しなければならないと考えています。今国レベルで研究チームのようなものがありますが、そういったところでも難病の方の就労支援のあり方等が分析されているようなので、そちらも見させていただきながら、今後我々も、本市であれば、例えば A 型事業所のあり方という話もありますが、私としては A 型事業所に関わらず、難病の方を含めたところでの就労支援のあり方を考えるべきだと考えていますので、まだ今すぐ何か出来るということではありませんが、支援の方策を考えていきたいというところです。</p>
中山委員	<p>現在、総合支援法や自立支援法が出来たときと同じように、難病対策基本法（仮称）の検討が行われています。多くの人は、自立支援法を改正したときのような大事なことを難病団体がやっているということをご存じありません。事業者さんが絡まず、当事者だけでやっているため、専門性に欠け、言いたい事がうまく言葉にならないし、今ある制度をどう使っていくかさえ分かっていないので、訴え方が分からないという困難さがあります。その中で、今後障がい者として、自分達も権利があって、そしてサービスを受けられるといった啓発すらされていませので、出来ましたら、※印で、難病は今後考えていくなどと表記していただけると、忘れられていないという安心感がありますし、事業者さんも今後取り組まれる心構えができるかと思っておりますので、簡単なことから、ぜひよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>
篠原委員	<p>今後の体制についてですけれども、大体 1 事業所あたりの対応が他の政令市でも 9 万 5 千人ぐらいなので熊本市でもその数字に合わせていこうということですが、今基本相談の専属人員がほとんど配置できていないのは、やはり配置できる状況にないからではないかと思うのですが、それをまた 9 万人に 1 箇所という体制で、本当に相談支援事業者の皆さんが大丈夫なのかなと思ってしま</p>

	<p>ったのですが。</p>
事務局	<p>その点につきましては、今回適正な事業所数ということで、厳密にいうと数字上は市内 7.7 箇所ということになりますが、南区と北区は、数字上は 2 箇所に満たないのですが、色々な地域的な広がりがあるということを見込んで、2 箇所とさせていただいています。</p> <p>そして 95,521 人を 1 事業所で見るのは無理があるのではないかとということですが、今の状況を申し上げれば、まず一つは、相談支援事業所の皆さんが計画相談支援を行っていただいているため基本相談に人、時間を割けないという点と、もう一つは予算面から人員を増やすのが難しいという、二つの点があるかと思っています。</p> <p>それについての我々の考え方として、先ほどお示ししたとおり、計画相談支援との絡みについては、まだ具体的にこうだとは言えませんが、あくまでも現状として、例えば、資料 5 ページの表をご覧ください。各事業者の地域生活支援事業の相談支援の人員体制と、指定特定相談支援事業者の人員体制を比較的に記載しています。ここで、実際には、両方を兼任されている方が事実上大半になってくるはずですので、表の一番右側の列ですけれども、基本相談専属人員は、どの事業所もほぼゼロだということです。</p> <p>この体制を基本相談に振り向けるための方策として、計画相談支援の実施に一定の制限をかける必要があると考えています。例えば、事業所の人員が 3 人とすると、3 人のうち 2 人は基本相談専属として従事してもらうという形です。それから、現在補助額が約 570 万となっていますが、その金額をある程度増額し、人員を確保出来るようにする必要があると考えています。</p>
篠原委員	<p>計画相談の中に基本相談の方達がいらっしゃって、そちらに人数を保障していくというところで、計画相談はその後のモニタリングに追われ、一定人数が割かれてしまうという状況はずっと続くと思いますので、やはり人を雇える金額というところが一番かなと思います。</p>
相藤会長	<p>今要望として、きちんとした支援体制にするには、その裏づけとなる委託料等が必要になるのではないかとということで、これはどの事業所でも悩まれている所だと思います。その金額がどのぐらいになるのかというのは今後示されるところでしょうけれども、より充実したものをお願いしたいと思います。</p>
秋成委員	<p>計画相談の制限について、現場で働いていて思うのですが、3 名中 2 名は計画相談の実施が制限されてしまうと、3 名中の 1 名の方に計画相談が集まって、基本相談は 2 人ですという形になり、おそらくその 1 人は計画相談だけしかしなくなると思います。基本相談専任の相談員が相談を受けていて、計画は別の人を作るとすると二度手間ですし、結局プランは相談を受けている人が作って、名前だけ制限なしの人という形になるかと思っています。プランは相談を受け</p>

	<p>ている人が作らないと意味がありません。ですので、制限はどちらかというところ今の地域包括支援センターのように、一人が担当する上限数を決めていただく方が現実的ではないかと思えます。</p>
事務局	<p>この3人のうち2人という話は、計画相談支援の制限のあくまでも例示であって、今、秋成委員がおっしゃっていた件数制限という方法も当然考えられます。他の政令指定都市でも件数制限を設けている所は見られますので、今の話は参考とさせていただきたいと思えます。</p>
西委員	<p>中央区2箇所、東区2箇所…という風にしてありますが、利用する立場としては、今は家から便利がいいから区をまたいで利用している方が、以降は基本的には該当区の事業所を利用しなければならないのか、という懸念がありますし、それぞれ特徴を持った事業所がありますので、区をまたいでの利用を緩くしていただきたい。</p> <p>それと、別の意見交換会でのお話で、現在相談支援事業所に、相談支援に従事する人のお金がお金が下りていますが、それとは別に、事務処理等の人員を雇うための補助金が国から出るというような話を聞いたので、それは嬉しいと思うのですが、その辺の国の方針というのか、それと、今15ある事業所を9にすると、他に計画相談専門の相談支援事業所ができることになるかと思えますけれど、そこにもそういった補助金が下りるのかをお尋ねします。</p>
事務局	<p>今三点あったと思えます。一つ目が資料6ページの重点化に向けた取り組みの中で、「設置する区に在住する障がい者の対応を基本」と謳っていますが、これはあくまでも基本でして、一番重要なのは事業所を利用者の利便性を考慮して配置することと考えています。そういう意味で、我々が事業所数を出すときに、例えば中央2箇所、東2箇所という話を出していますが、それは区内のどこでも良いわけではなく、可能な限り利用者にとって利便性の高い場所に設置して欲しいと考えています。基本的には介護保険の地域密着のような形をある程度念頭には置いています、その区の方でなければ対応しないということではありませんので、そこは許容範囲だと考えます。</p> <p>それから二つ目について、先日、今回の地域生活支援事業の相談支援の話ではなく、指定特定相談支援事業者の計画相談支援の絡みで、今の国の動きについてご説明をいたしました。その中の一つに、国の平成26年度予算の概算要求の項目の中に、サービス等利用計画作成の推進策の一つとして、指定特定相談支援事業者、あるいは障害児相談支援事業者に、臨時職員、あるいは補助職員を雇用する経費を補助するという内容があります。西委員がおっしゃったように、あくまでも相談支援専門員ではなくて、計画相談を行われる中で日程調整等、色々事務的な作業があるものと思えますけれども、そういった事務作業を行う上での補助員の雇用に対する予算要求をされている状況です。</p>

	<p>本市においても、計画相談に絡む色々な課題について皆さんには頑張っている状況です。先日、西日本新聞の記事に、九州各県では計画相談支援が10%前後しか進んでいないという情報が掲載されていましたが、本市で見ると、実は約3割弱程度まで進めていただいております。これは相談支援事業所の皆さんのお力だと思っております。さらに、まだ3割であり、目標としては、来年度中に全利用者にということでございますので、我々としても先ほど申し上げた、国の予算の積極的な活用を検討してまいります。</p> <p>それから三つ目が、9箇所以外の相談支援事業所という話でございますけれども、基本相談の体制としては9箇所と記載していますが、本来的には別類型ですけれども、指定特定相談支援事業所、あるいは指定障害児相談支援事業所という枠組みは、当然維持していくべきだと考えております。先ほど2つ目に申し上げた予算の活用という意味では、まだ検討段階ではありますが、今の地域生活支援事業の相談支援事業をされている事業所以外に、指定特定相談支援事業者はありますので、全体として補助していくことが計画作成の推進につながると思っておりますので、当然補助策を検討していきます。</p> <p>予算の絡みで言うと、国の26年度予算要求は単年度予算ですので、27年度にどうなるかはわかりませんが、26年度においては、検討して参ります。</p>
田中委員	<p>市にお尋ねですけれども、毎月基本相談の件数を報告していますが、計画相談が始まって1年過ぎて、どれぐらい基本相談が減っているのかということと、計画相談を始めたことで、基本相談で何か弊害が起きているのかどうかを教えてくださいたいと思います。</p>
事務局	<p>今手元に24年度の実績資料しかないもので明示的に数字では言えませんが、基本相談の件数は若干落ちているところです。実際に客観性があるかどうかは言い難いものがありますが、基本相談支援を行っていただいている相談支援事業所の皆さんのお話を聞く中で、あるいはサービス等利用計画をもとと一人当たり年間40件という話もありましたが、熊本市の相談支援事業所の皆様はそれを上回るペースで実際やっていただいている、かなり計画相談支援の方に時間をとられている現状があるという認識です。</p>
田中委員	<p>9箇所に減るということですが、そんなに基本相談が減っていないという現状で、15箇所で受けていた基本相談が9箇所で受けきれないのかな、という心配はありますが。</p>
事務局	<p>基本的には事業所数の問題ではなく、そこに相談支援専門員がどれだけ張り付くかということが一番の論点だと思っております。単純に言えば、現行が15箇所×1.5名＝22.5名、再編後は9箇所×3名＝27名、そして基幹相談支援センターに何名置くかはまだはっきりと決めていませんが、少なくとも相談支援事業所の3名よりは多く配置することを当然考えていますので、全体として30</p>

	<p>名以上となります。事業所の数が減ることをもって後退ということではなくて、その中身の相談支援専門員の数が増えるということをもって、むしろ充実に当たるのではないかと考えております。</p>
<p>崎山委員</p>	<p>数のことは分かりましたが、この相談支援の形というか、どういう形で連携や、地域の障がい者の方を支えていくかという話を聞きたいと思っています。例えば、医療法人系の精神障がい者を主にやってきた所などは、この条件だとかなりはじかれる可能性が高いと思っています、精神障がいの指定の事業所が手を引いた場合、そういったところをフォローしていく、例えば一つの事業所が相談支援専門員を増やしたとしても、そこに精神障がいについてのノウハウを持った相談支援専門員が行くのかは疑問があります。おそらく手を引いた医療法人系の相談員は病院に戻って行って、地域支援からはある程度手を引いて、その医療法人だけの地域支援に力点を置くような形になっていくのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、一つ確認をさせていただきたいのは、今回のこの枠組みで、精神関係のところを手を引くといったお話がありましたけれど、理由は何ですか。</p>
<p>崎山委員</p>	<p>今の状況だと、この条件下では地域支援を続けていく利点がないと、上層部からは聞くことが多いです。</p>
<p>事務局</p>	<p>条件というと、どこがネックになっているということですか。</p>
<p>崎山委員</p>	<p>まず、法人施設の外に出なければいけないことや、3障がい対応とか、精神障がいの方の場合は、福祉サービス以前の基本相談の方が重要だったりするので、そこに手が回っていかないというようなところですね。簡単に挙げさせていただきました。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がい福祉計画第3期において、区ごとの適正配置のみならず、地域の総合相談窓口としての機能強化を謳っています。今申し上げた地域の総合相談窓口というのは二つ意味があると考えていまして、一つは、地域のと言うからには、やはり地域に開かれたところにあるべきです。それから総合と言われると、もともと障がい福祉サービスも含めて全体が3障がい対応といったスタイルになっていますが、相談支援もそういった3障がいへの対応を追求していくべきだと考えています。理念的には分かっていただけのものだと思っていますが、色々な関係者の考え方というのも当然ありますので、その辺はご意見を聞きながらということではあります。</p> <p>ただ申し上げたいのは、現在、相談支援事業所は地域に開かれた所に出ているところもあればそうでない所もあり、さらには先ほど申し上げたとおり母体施設の方が多く利用しているような状況があるので、それははっきり申し上げて改善していくべきだと思っています。ただ、地域に出るといった話については、アウトリーチという考え方はあると思っています。</p>

崎山委員	例えば、資料 4 ページの母体施設利用者の割合の調査方法ですけれども、これは私達は違うような気がしたので、再度取り直していただきたいというのが一点と、今後説明とヒアリングをとっていたんですけれども、それはとりあえず現状でやっている 15 箇所のところを中心にしていただけるということですよ。今の相談支援の現状のお話、こういうふうに変えていきますというところからですね。
事務局	要するに公募選定するに当たってのところかどうかということですか。
崎山委員	はい。
事務局	我々の基本的な考え方を申し上げれば、もともと補助事業として 15 箇所で相談支援事業をしていただいていた、一方でその 15 箇所以外の事業所さんは、本当は事業をやりたかったけれども出来ないという、公平性が無い現状があります。そこで今回事業を委託するに当たって、当然公募をして公平に選定をさせていただきたいと思っています。ただ一つ言えることがあるとすれば、やはり何もやったことがない事業者、あるいはやったことがある事業者というところの差異は当然あるとは思っています。
崎山委員	今、地域活動支援センター I 型もやらせてもらっていますが、そここの絡みはどう考えていったらよろしいのでしょうか。
事務局	地域活動支援センター I 型との関係については現在検討中ですが、今回はあくまで相談支援事業を委託するという格好なので、もし相談支援事業の公募を行って、I 型をされているところが選定をされたということであればそのやり方も考えたいと思いますが、理想論としては、地域活動支援センターも相談支援事業と同じで、当然地域の方が利用しやすいという考え方がありますので、やはり一緒にやっていただくのが良いとは思っています。しかし、それは理想論ですので、あくまでもやり方については今後の検討事項でございます。ただ我々は地域活動支援センターの役割は非常に重要だと思っていて、就労系サービス等にまだ進めないような方たちの居場所作り、あるいは社会参加の観点からも、地域活動支援センターの役割というのが非常に大きいと思っています。地域活動支援センターは今、I 型・II 型・III 型という類型でやっていて、II 型・III 型含めて 11 箇所ありますけれども、その辺の考え方も検討していく必要があるかと考えているところです。
守田委員	相談支援専門員の数というところでお伺いしたいのですが、計画相談をしていく中で、やはり基本相談を同時にやっていくパターンが多いかと思いますが、そこは今後しっかり線引きして業務に当たっていかないといけないというところだと思いますけれども、相談支援専門員の数ですが、計画相談の説明会の際に今年確か 50 何名かに増やして、来年は百何十名に増やすというような数字があったかと思いますが、今年の相談支援専門員の数の充足度がどうい

	<p>う状況でしょうか。来年百何十名、本当に確保できるのかが心配です。来年確保できないようであれば、基本相談の方にもかなり負担がかかってくるかと重い、質問させていただきました。</p>
事務局	<p>計画相談支援の関係での相談支援専門員の話ですね。我々が見通しとしてお示ししているところでは、25年度の計画作成対象者は約2,300人と見積もっています。その2,300人に対して一人年間40件を裁くという前提に立った上で人数に振り戻してみると、約58人ということです。現状を申し上げますと、25年11月時点で52人と、ほぼ同じぐらいの数字にはなっています。26年度は、前年作成という事を念頭に置くと、約5,700人の方の利用計画を作らなければなりません。先ほど同様40件で割り戻すと、143人となります。先ほど申し上げたとおり、11月時点における相談支援専門員の数は52人なので、100人弱くらい足りないということになります。</p> <p>26年4月以降に指定特定相談支援事業者の指定を受けたいと、現時点で9つ程の事業者からご相談を受けています。したがって、仮にその9つの事業者でそれぞれ相談支援専門員の数が1人だとすると、合わせて61人となりますが、まだ143人には足りません。ただ、先ほど申し上げた年間40件程度という前提については、相談支援事業者のご尽力があって、一人当たり年間40件を上回るスピードになっている現状はあります。ただ我々としては事業所の指定をさらに進めていかなければなりませんし、相談支援専門員も増やしていく必要があります。先ほど申し上げた国の補助等も今後活用したいと考えていますし、実際26年度になってみたときに、本当に全件を裁くということが適当なのかどうか、ある一定時点では検証しなければいけないと思っています。</p>
大島（武） 委員	<p>コロニー協会の大島といいます。西区で相談支援事業所をやっております。基本相談の支援体制の仕組みづくり、事業所の数等の見直しということで、この部分については基本的には良いのではないかと思います。ただ、数的な根拠として他市町村を参考に事業所の割り振りや配置数の見直しをされたということだと思いますが、資料7ページの表は人口で割ってということになっていて、資料3ページの表は実際に障がいがある人たちの人数が書いてあって、大体人口に対して同じぐらいの比率ではあるかとは思いますが、若干数字が地域によって違うということもありますし、先ほど地域性や範囲も含めて区毎の事業所数を見直したというようなお話ではありましたが、実際に活動を具体的にやっていく中で、今西区で1箇所ですけれども、広い範囲をやっていけるかどうか、非常に、現実的には不安を感じているところです。</p> <p>もう一つは場所の問題で、相談者が行きやすいところ、皆さんに開かれたところということで、現在も法人の敷地から脱して相談支援事業をやっていますが、例えば西区1箇所となったときに、今の場所でいいのかという問題が出て</p>

	<p>くるかと思えます。そうしたときに、広い範囲を1箇所カバーする場合の事業所の場所が、逆に市としてはこの辺りが良いといった具体的な話があるのかどうかということと、場所を移すとなったときに、先ほど施設整備というような話もありましたけども、具体的にどういった支援をいただけるのかなという質問です。</p>
事務局	<p>施設整備に関しては、まだ具体的に詳細は申し上げられませんが、来年度予算の要求において、法人本体施設からの移設に関する費用を計上する予定にしています。我々としてはやはり利便性の高いところに出たいと考えています。利便性の高いところと言うからには、ある程度広がりがあるかもしれませんが、この辺りと明示することも必要かと思っています。その辺は、実際に公募するときにお示しすることになるかと思えます。</p>
大島（真）委員	<p>一つ確認ですけれども、相談支援機能の強化の中に基幹相談支援センターの設置が謳われていますが、これも来年度の公募でやっていくことは確定なのかということが一つ、それと基幹センターのあり方の部分について、何回か話をさせていただいておりますけれども、やはり私たち相談支援事業所が基幹相談支援センターに求めるものは、やはり色々な困難ケースを含めて、助言等の後方支援の役割を果たす専門的な機能をイメージしています。そうなったときに、例えば一法人で、そういった人材を実際に雇用し、やっていけるのかというところに疑問がありまして、市として基幹相談支援センターのあり方について、何か今の団体でこういうところという考えがあれば、ぜひお聞かせ願いたいのと、私は基幹センターはじっくりと内容を吟味して考えていくべきではないかと思っていますので、そういったところをお聞かせ願えればと思います。</p>
事務局	<p>まず基幹相談支援センターの設置については、現段階では今回の相談支援事業の重点化とセットで行いたいと考えていまして、従って、来年度の相談支援事業所の公募とともに基幹相談支援センターの公募もさせていただきます。ただ現時点ですので、そういう意見があったことを受け止めて今後判断してまいります。</p> <p>基幹相談支援センターの考え方について、資料9ページの表のとおり、各政令指定都市の状況を調べたところ、基幹相談支援センターを既に設置しているのは、20都市中10都市、それから、近いうちに設置の予定があるところは3都市ですので、合わせて13都市が設置することになっています。</p> <p>今回、相談支援事業所の重点化と謳っていますが、熊本市の相談支援は、基本は相談支援事業所が最も身近な窓口として相談を受けていただき、そこに地域が開かれた、あるいは3障がいへの対応等を求めていきたいということです。ただそのときに、大島委員がおっしゃるように、困難事案や虐待事案等、高度な相談支援を担える所が必要ではないかということと、市内相談支援事業者が</p>

	<p>全体としてスキルアップしていくためのメカニズムが必要ではないかと考えており、そういったフォローをする所として、基幹相談支援センターを位置づけていきたいと考えています。</p> <p>ご指摘がありましたが、最初から一法人がそれに耐えうるだけの能力を持ち合わせた体制で基幹相談支援センターを運営出来るのかと言われると、我々も正直何とも言えないところもございます。ただ、基幹相談支援センターが後方支援という位置づけであるからして、相談支援事業所のアドバイザー役ということではあります。まずは行政や相談支援事業所と一緒に頑張っていくしかないと思っています。</p> <p>あくまでも中長期的な観点から見たときに、相談支援事業所だけでは熊本市全体としての相談支援体制の発展にはなかなか繋がっていきませんので、それを後押しするために、基幹相談支援センターが後方支援、色々なスキルアップの研修等も含めてやっていく、あるいはネットワーク化を図っていく、もっと言うと、障がい福祉の世界はもはや障がい福祉の中だけには留まりませんので、雇用や教育、医療の関係等、色々な関係者との連携が必要です。また、基幹相談支援センターには熊本市の障がい福祉サービスに関する様々な情報を集めるとともに、そこからのニーズ等もある程度把握をしてもらいたいと考えています。そういったことを総合的に出来るような体制整備等を、将来的にはしていきたいところです。</p>
<p>小嶋副会長</p>	<p>今の話とも関連しますが、現実問題として、精神障がいには非常に時間がかかるとか、難しいとか、同じことを繰り返してくるということを知ることがありますけれども、資料3ページを見ると3障がいが対応が3箇所、主に精神障がいが6箇所となりますと、そういった特に精神障がいに対応していく、きちんと熊本市として相談、責任を持って相談に対応していくという意味ではある程度の時間がかかるのではないかと思います。それで後方支援として、基幹相談支援センターがやっていけるかどうかという問題はありますけれども、そういった相談員を育てるのにも時間がかかると思いますし、その間の担保といいますか、熊本市をより充実させるための何か方策方途はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>考え方としては確におっしゃる通りに、資料3ページで、主に精神障がいを受けている事業所が6箇所となっていますが、これも二つの考え方があると思っています。一つは、純粋に精神障がいの方の対応が多いということ。もう一つは、母体施設利用者の相談が多いために、それが実態を表しているかどうかということです。</p> <p>先ほど崎山委員からもお話がありましたが、実際にその精神の方の取り扱いというのは、一概に当てはめて良いのかはもう一度検証したいと思います。ただ、我々が懸念しているのは、母体施設の利用者が多いという現実と、敷地内</p>

	<p>にあるために他の障がいのある方が入って行けないのではないかという点です。そういう意味で今回の話はなかなか精神のところではそぐわないところではないかとは思っています。ただそうは言っても、精神の場合は医療との関係もありますし、どういう形で連携を取っていくかということは考えていくべきだと思っています。</p>
松村（和） 委員	<p>保護者というか、利用する立場で今ずっと考えていますが、これから具体的に何がどう変わっていくのかが、見えてきません。今のところは理念に基づいて、よりよい方向を目指していこうと行政も考えておられ、そのことについてはおそらく事業者さん等々もそんなに違和感はない。ただ、理念が現実にはちゃんと乗っかっていくのかということについて、不安や疑問が色々出てきているのだと思います。保護者の立場からすれば、子どもたちのために少しでもそれらがきちんと形になっていただきたいと願うばかりですので、実際にこれから来年・再来年度動いていく中で、ぜひ行政の方をお願いしたいのは、現場の実態の声を常にヒアリングして検証し、その中で何か問題点が出たときにしなやかに対応ができる形で進めていっていただきたい。</p> <p>相談支援体制の見直しの議論が進んでいく中で、その内容が固まってしまっていて、しかも委託事業なので『様々な問題等は委託された事業所の責任で対処すること』という形になってしまわないように、事業所の方々も配慮をし続けられるとは思いますが、とにかくこれから湧き出てくるであろう問題点が埋没しないように、ぜひそれを吸収していくような仕組みづくりを、行政も事業所も、われわれ保護者や当事者も一緒になって取り組んでいきたい。その一つがこの協議会であるということも認識しておりますけれども、ぜひそのことだけは今日この場で一言、保護者の立場としてコメントさせていただければと思いました。</p>
秋成委員	<p>3 障がいの手帳所持者数、障がい者の数が挙がっていますけれども、実際の相談数の各障がいの割合は熊本市ではどうなっているのかなとお聞きしたい。というのは、うちの母体が精神病院ということも踏まえた上でも、精神の方の相談がものすごく多いのが現実です。今回計画相談が始まって、身体の方も知的の方も含めてプランを立てていますけれども、それを考えても精神の方の相談がものすごく多いので、それを踏まえてお聞きしました。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、精神障がいが一番相談数は多いです。例えば 24 年度で申し上げますと、15 事業所の精神障がいの対応は、件数で言うと 1179、知的障がい 627、身体障がい 410、発達障がい 403 となっています。実際に精神の方の相談件数が多いのは、そのとおりです。一方、手帳所持者数では身体の方が一番多く、続いて精神が療育をやや上回ります。伸び率は、身体や療育に比べ、精神の増加が顕著です。実際には手帳数をベースに考えるのはどうなの</p>

	かという問題もありますが、精神の方の利用が増えているのが現状です。
秋成委員	ありがとうございました。なので、相談支援事業所は、現実的に言えば精神の方に重点化するという視点も必要なのかなという気はしています。
相藤会長	<p>様々なご意見がございました。様々なご意見について事務局で再度ご検討いただいて、次の本会議でご報告をいただきたいということで皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>それでは今のご意見等を踏まえて、次の本会議でまたご報告をいただくと。それと合わせて、相談支援部会が毎月ございますので、そこで膝を突き合わせて深めていただければという風に思います。</p> <p>それでは、次の協議会で取り扱うテーマについて、事務局から提案があるということですので説明をお願いいたします。</p>
事務局	子ども部会と就労部会の方から次回、検討の報告と、ご提案があると思っております。それから引き続き、障がい者に対する相談支援体制の重点化について、もう少し検討した案を事務局からお示しすることを考えております。
小嶋副会長	2月の協議会は今年度最後ですので、各部会の1年の振り返りを何分かで発表していただけるとありがたいと思っています。何年か前に、総括をやらずに進んでしまい、いい形でなかったということもありましたので、総括を、短くても良いので、是非、各部会をお願いできればと思います。
相藤会長	<p>小嶋委員から提案がありましたが、年度の最後の部会ということで、この25年度の各部会の取り組み、それから自立支援協議会についてのご意見、それからそれぞれに参加された皆様の反省、抱負等を部会でまとめて報告をお願いいたしたいと思います。</p> <p>他にご意見無いようですので、本日は締めたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	相藤会長ありがとうございました。事務局から連絡です。次回、平成25年度第4回の熊本市障がい者自立支援協議会は、平成26年2月21日（金）、開始時間は15時を予定しています。開催場所は市庁舎14回の大ホールです。それではこれをもちまして、平成25年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を終了いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。